| 第22回社会保障審議会 | |
|-------------|--|
| 平成23年8月29日 | |

資料2-2

社会保障審議会·第3号被保険者不整合記録 問題対策特別部会報告書(概要)について

社会保障審議会・第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会報告書(概要)

(平成23年5月20日)

1. 抜本改善策の基本的考え方

- (1)保険料に応じた年金給付という原則を踏まえ、制度への信頼を確保すること
- (2)できるだけ正しい記録を追求すること
- (3) 適切に手続きを行ってきた者等との公平性に留意すること
- (4) 不整合期間を有する者に対する救済の観点にも配慮すること
- (5)今回限りの特例的な時限措置とし、再発防止策を徹底すること

2. 抜本改善策の具体的内容について

(1)記録訂正によって受給権は確保するため、不整合期間を「カラ期間」とする。

(2)不整合期間への特例追納を可能とする。

- ・ 年金確保支援法案における後納制度と同様、過去10年前までの不整合期間につき納付ができる ようにする。 (保険料は、当時の保険料額にその後の国債利回り等を勘案した一定率を加算)
- ・ 受給者等にも、特例追納の機会を設ける。60歳のときから過去10年前(50歳まで)の不整合期間を対象とすることを検討。 (保険料は、例えば過去10年間の追納保険料額を下回らない額で一律)
- 一括納付又は特例追納期間内の分割納付の方法で納めることを可能とする。
- ・ 後納制度と同様、3年間の時限措置とする。
- 過去に訂正された不整合期間についても今般の措置の対象とする。

(3)未訂正期間を有する年金受給者の扱い

- 特例追納がない限り、過去5年間に支払われた過払い額の返還を求め、将来支給する年金については減額を行うことを原則とする。
- ・ 行政の取扱いを信頼してきた受給者の保護や、高齢者の生活の安定の観点を考慮した配慮措置を併せて講じる。
- (4)いわゆる「運用3号」取扱いの下で年金を裁定された受給者についても、遡って 再裁定を行い、同様の取扱いとする。
- (5)記録訂正により遺族・障害年金の受給権が失われることのないような措置を講じる。
- (6)新たな不整合期間が生じないようにするための方策を講じる。
- 政府において、今般の問題が生じた背景や原因の調査分析を行いつつ、再発防止のための改善方策を早急に講じることを求める。また、今般の措置や第3号被保険者制度の内容について、十分に周知広報を行うことが必要。

国民の側に関しても、種別変更の届出は義務となっていること、自らの記録を 正しいものとしておく取組みが必要。

○ 今後、年金制度改革について検討していく中では、第3号被保険者制度そのもの のあり方についても、別途、議論を深めていくことを強く求める。